【ニューカレドニア】外出禁止令の発令(9月7日(火)正午から15日間)(新型コロナ ウイルス関連)

【ポイント】

●ニューカレドニア自治政府は、9月6日(月)に新型コロナウイルス感染者が複数名
 確認されたことを受け、9月7日(火)正午から15日間の外出禁止令を発表しました。
 ●不要不急の外出が禁止されるほか、学校や保育園は休校、バーやレストラン等の
 施設は営業禁止となります。

●規制内容は状況に応じて追加・変更されますので、最新の情報や詳細はニューカ レドニア政府ウェブサイトでご確認ください。また、政府は2つのフリーダイヤルを設け ていますので、必要に応じご利用ください。

【本文】

1 ニューカレドニア自治政府は、9月6日(月)に国内において新型コロナウイルス感 染者が複数名確認されたことを受け、9月7日(火)正午から15日間の外出禁止令 (Confinement)を発表しました。

2 9月7日(火)正午からの外出禁止令の具体的な内容は以下のとおりです。詳細は 政府ウェブサイトでご確認ください。

(1)特定の理由(現場にいなければできない仕事のための通勤、予防接種、医療機関への移動、生活必需品の買い物等)を除き、不要不急の外出が禁止されます。2021年3月に使用した外出証明書と同様の証明書が導入されます。

(2)学校、大学は9月7日(火)朝から休校、保育園は9月7日(火)正午から休園しま す。

(3)外出時にはサージカルマスクまたは UNS1 マスクの着用が義務付けられます。

(4)バー、ディスコ、ナカマル(カヴァ・バー)、レストラン、アミューズメント施設、劇場 等の、一般客を受け入れる施設は営業禁止となります。

(5)離島への航空便と RAI は運行停止となります。今週の東京便への搭乗は医療関係者のみに制限されます。

(6)タネオ・バス(公共バス)はバリアジェスチャー(感染防止のための所作)とソーシャルディスタンス(社会的距離の確保)を遵守して運行予定です。

(7) 一般客を受け入れない経済活動は継続されます。ただし、在宅勤務が可能な職種の人はなるべく在宅勤務に切り替え、それができない場合はバリアジェスチャーと ソーシャルディスタンスを遵守するよう求められています。

〇ニューカレドニア政府ホームページ

https://gouv.nc/actualites/06-09-2021/confinement-de-la-population-le-7-

septembre-midi

〇就業に必要な外出証明書

https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/attestation_professionnelle_de_depla cement_06-09.pdf

〇個人の外出に必要な外出証明書

https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/attestation_de_deplacement_derogat oire_06-09.pdf

〇デジタル証明書

https://attestationcovid19.gouv.nc/

3 規制内容は状況に応じて追加・変更されますので、最新の情報や詳細はニューカ レドニア政府ウェブサイトでご確認ください。また、政府は2つのフリーダイヤルを設け ていますので、必要に応じご利用ください。

・発熱や咳がある場合のフリーダイヤル 05 02 02
(15番(救急車)への電話は生命に関わる緊急事態のみ)
・規制についてのフリーダイヤル 26 63 26

【参考になるサイト】

〇ニューカレドニア政府ホームページ

https://gouv.nc/coronavirus

〇ニューカレドニア保健省ホームページ

https://dass.gouv.nc/

O在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所(新型コロナウイルス特設ページ)

http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19

〇ニューカレドニア観光局(新型コロナウイルスの状況について)

https://www.newcaledonia.travel/ja/coronavirus

O在シドニー日本国総領事館ホームページ(ニューカレドニア)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html

〇在フランス日本国大使館ホームページ

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、 1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia 代表電話(61-2)9250-1000 Fax(61-2)9252-6600 Web:https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html Email:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete